



(しろくま)
 テキコちゃんの場合、
 定期購入をやめるには
 どうしたらいいんだろう？基本的には
 「自分が選択した契約を守る義務がある」
 というけど…。



(かし夫)
 調べてみると「クーリング・オ
 フ」という制度があるよ。
 クーリング・オフとは「いったん契約の
 申し込みや締結をした場合でも、
 契約を再考できるようにし、
 一定の期間であれば無条件で
 契約の申し込みを撤回したり、
 契約を解除したりできる制度」とある。
 これを使えないかな？



(しろくま)
 それなら知っているよ！
 「一旦契約しても、8日間や14日間以内
 だったら契約をやめられる」って
 聞いたことがある。



(くろうくま)
 おお～!!!
 すごいしろくまくん、物知り!



(マモル君)
 おしい! しろくまくん。
 じつは通販はそのクーリングオフが
 きかないんだ。



(しろくくま)
 え! そうなの!?



(マモル君)
 通販にはクーリング・オフはないん
 だ。通販業者によって、
 返品可否や条件について
 「返品特約」があるだけ。
 返品特約は、返品できるかどうか?
 通販会社が決める事が出来るんだ。
 だから、返品特約に「返せませす」と
 書いてあればとにかく
 「好みの色じゃなかった」
 「サイズが合わなかった」など、
 自分の都合による返品は
 基本的にはできないよ。
 だから、通販での買い物、
 とくに定期購入は契約前に
 「本当に購入してよいか」を
 考えなければいけないんだ。



(かし夫君)
 ええ! じゃあクーリング・オフは...

(しろくくま)
 できないんだね。



(マモル君)
ではそもそもクーリング・オフとは、
というところから説明するね。
クーリング・オフとは
「頭を冷やして考える」という意味なんだ。
いったん成立した契約は、
一方の都合で勝手にやめられない。
だけど訪問販売や電話勧誘販売
のように「不意打ちで結んでしまった契約」
について考え直せる特別期間がある。
それがクーリング・オフだよ。

(かし夫君)
どうして通販の場合は
クーリング・オフできないの？

(マモル君)
例えばアポなしで家に突然訪ねて
来られたり、電話をしてきて
買うように勧められたとき、
ついつい買いますと言ってしまった
場合がある。
これは「帰ってほしい」とか
「早く電話を切りたい」という気持ちから
「買います」と言ってしまうことが多い。
頭を冷やして考えたとき
「本当は買いたくないのに買います
と言ってしまった」という場合は
特別に契約を解除できますよという
制度なんだ。

これに対して通販の場合は、
注文の電話をしたり
確定ボタンを押す前に
考える時間が与えられているよね。
「冷静に考えた上で注文をした」
とみなされ、クーリング・オフは
認められていないんだ

(かし夫君)
勉強になった！
通販は便利だけど、
よく考えてから注文をしなくては
ならないことがよくわかったよ。



(マモル君)
繰り返すけど
「通信販売には、
クーリング・オフ制度はない」んだ。



だから、
通販で買い物をするときは
注意が必要だね。



通販トラブルに遭わないために、
きちんと内容を確認して
身をまもろう！

